西武バス株式会社　事業部　営業課　御中

　　年　　月　　日

みどりバスラッピング広告掲出事前申込書

　広告の掲出について、裏面に記載の条件を理解し、広告に関しての一切の責任を負うとともに、苦情等については、責任を持って誠実な対応を図ることに同意し、以下のとおり申し込みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申込者 | 住　所 | 〒 |
| 名　称 |  |
| 代表者 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 連絡先 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 広告名 |  |
| 広告媒体 | 乗降口側　・　運転席側　・　両側 |

|  |  |
| --- | --- |
| 掲出期間 | 　　　年　　　月から　　　年　　　月まで（　　年間） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 料金 | 掲出箇所 | 掲出料金（税込） | 掲出期間 | 合　 計 |
| 乗降口側 | 年額385,000円 | 　　年 | 円 |
| 運転席側 | 年額330,000円 |
| 両側 | 年額605,000円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 支払方法 | 銀行振込　・　現　金 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 連絡先 | みどりバスについて | 練馬区 都市整備部 交通企画課電　話　03-5984-1274　FAX 03-5984-1226 |
| 広告事務について | 西武バス株式会社 事業部 営業課担　当　田中電　話　04-2995-8130　FAX 04-2992-6602 |

（裏面）

みどりバスは、西武バス（株）が練馬区から依頼を受けて運行していることから、次に該当する広告は、掲出できません。

(1) みどりバス事業の目的、公共性およびその品位を損なうおそれのあるもの

(2) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する営業に該当するもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝および求人広告に関するもの

(4) 公序良俗に反するもの

(5) 練馬区が行おうとしている施策および計画を阻害するおそれのあるもの

(6)　差別、偏見、不必要な区別を助長するおそれのあるもの

(7)　各種法令による広告規制に反するもの

(8)　肖像権および著作権を侵害するおそれのあるもの

(9)　問合せ先が明らかでないもの

(10) その他、みどりバスに掲出する広告内容としてふさわしくないと認められるもの

お申し込みが掲出枠数を超える場合には、次の優先順位を考慮します。同一順位の方が複数のときは、抽選しますので、あらかじめご了承ください。

(1)　練馬区内に事業所等を有する公益法人、私企業のうち公共性の高い業種のもの（電気、ガス、交通等）およびＮＰＯ法人

(2)　練馬区内に事業所等を有する私企業、自営業および団体

(3)　上記順位以外の公益法人、私企業、自営業および団体

以上